

福島県森林・林業の再生に向けた総合的な取組

平成28年3月9日

復興庁
農林水産省
環境省

福島県は全国有数の森林県であり、その森林は県土全体の約7割という大きな割合を占めています。福島では、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んでこられました。福島の森林・林業の再生は、福島の復興にとって大変重要なものであり、高い関心が寄せられています。

昨年12月21日に環境省が主催する環境回復検討会において「森林における放射性物質対策の方向性について」が示された後、福島県や県内の市町村、関係団体等の方々から、森林・林業の再生について様々なご要望が寄せられました。

福島の森林・林業の再生のためには、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の取組だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の方々の安全・安心の確保のための取組なども含めた総合的な取組が必要です。

このような状況を踏まえ、与党の提案を受けて、「除染・復興加速のためのタスクフォース」のもと、福島の森林・林業の再生を加速させるべく、本年2月から「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」を開催し、復興庁、農林水産省、環境省等の関係省庁が連携して総合的な取組を検討してきました。

福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、福島の皆様が森林と共に生きる暮らしを取り戻すことができるよう、皆様のご理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていきます。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

福島県民の生活環境の安全・安心の確保のために、住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施するとともに、必要な場合には土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施します。

<取組の内容>

住居等の近隣の林縁から約20mまでの範囲の森林において、引き続き、落葉等の堆積有機物の除去等の除染を着実に実施します。また、三方を森林で囲まれた居住地であって、面的な除染が終了した後も、当該居住地の線量が周辺の平均的な線量よりも高く、林縁から20m以遠の森林の除染が効果的な場合は、これを実施します。

森林から住居等への放射性物質の流出防止対策については、土壌被覆率が低く、勾配

が急でかつ汚染度の高い森林からの経年的な土壌等の流出による再汚染が確認された場合、これまでの森林土壌の流出防止に係る知見等を踏まえ、木柵工、土のう筋工などの対策工を実施します。流出防止対策工の必要性については、除染実施後の宅地等の事後モニタリング等の結果を踏まえて判断していきませんが、今後、これら対策工の施工事例を積み重ね、その結果を分析することにより、実施要件を具体化できるよう検討を進めます。

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

住居周辺の里山等の森林について、地元の要望を踏まえて、森林内の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施するほか、広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施します。

上記に加え、避難指示区域（既に解除された区域を含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山の再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映していきます。

<取組の内容>

住居周辺の里山等の森林内の日常的に人が立ち入る場所について、地元の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減する観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施します。具体的には、ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場など、森林内の人々の憩いの場や人が立ち入る機会の多い場所について、立入り頻度や滞在時間、土壌流出のリスク等を勘案し、適切に除染を実施します。なお、国が行う除染については、生活圏における面的な除染が終了した後に実施します。

また、里山内の林業が営まれている森林について、地元の要望を踏まえて、広葉樹林や竹林等における林業の再生等のための取組を進めます。

さらに、避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、里山（住居周辺にあって住民が身近に利用してきた森林）を有する集落をモデル地区として選定し、当該集落を対象に里山再生を進めるための取組を総合的に推進します。モデル地区においては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の措置、林業を再生するための各種事業や環境放射線量の測定や里山への立入りに伴う個人線量の測定など住民の安全・安心の確保に資する取組を組み合わせる実施・支援するとともに、事業の実施効果を評価し、その成果を的確な対策の実施に反映していきます（別紙）。

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進します。

また、作業向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成し

ます。

<取組の内容>

線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場所での作業を原則としつつ、作業の機械化による屋外作業時間の短縮など、作業者の放射線安全・安心対策に取り組みながら、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業、林業再生に向けた森林の現状把握やモニタリング等を引き続き推進します。

また、これまで得られた知見を活用し、林内作業者の放射線安全・安心対策に関するわかりやすいガイドブックを新たに作成します。

木材の利用に伴い発生する樹皮等について、関係者や関係機関が連携し、関係法令を踏まえつつ、受入体制の充実を図ります。

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続していきます。

<取組の内容>

森林の放射線量に関するモニタリング調査を継続するとともに、森林の落葉とその残さによる放射性物質の移動等の実態把握、主要河川等の流域内における放射性セシウムの動態解明など森林の放射性物質の挙動に関する調査研究を進め、放射性セシウムの分布状況の将来予測や対応策の評価に取り組みます。

また、除染や放射性物質の拡散防止対策等、森林の放射線量の低減のための各種対策について、実証事業の実施等により継続的に知見を集積し、それらの結果を森林・林業再生のための更なる対策の構築につなげます。

III. 情報発信とコミュニケーション

これまでの国、福島県等の取組により、森林における放射性物質の分布、森林から生活圏への放射性物質の飛散・流出に係る知見等、森林について様々な知見が蓄積されてきています。このため、森林の放射性物質に係る知見をはじめとして、森林・林業の再生のための政府の取組等について、地元の自治体や住民の方に対して、ホームページ、パンフレットや広報誌への掲載などにより、最新の情報を発信し、わかりやすく丁寧に情報提供します。

また、地元の自治体、地域のコミュニティ等のご要望に応じて、放射線の健康への影響に関する正しい理解、森林内の空間線量率の推移、森林におけるレクリエーション活動による追加被ばく線量のレベル、森林の放射性物質が土壌等に強く吸着されており、間伐等

の森林整備が下層植生の繁茂を促して土壌流出を抑制する効果を有すること等の内容について、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行うことにより、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続していきます。

(別紙)

里山再生モデル事業

1. 目的

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

2. モデル事業の対象

避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、里山（住居周辺にあつて住民が身近に利用してきた森林）を有する集落 10 カ所程度を目途にモデル地区として選定する。

※ モデル地区として、一つの集落とその周辺の里山を対象として設定の上、その中の必要な場所で各種メニューを組み合わせて、里山再生のための事業を実施し、各実施主体連携の下での総合的な取組とし、その効果を評価する。

3. 事業の概要

- ・モデル地区において、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の措置（環境省）、林業を再生するための各種事業（林野庁）、福島再生加速化交付金事業（復興庁等）などの事業を組み合わせて実施し、地域の住民の安全・安心の確保や振興を図りつつ里山の再生を進める。
- ・里山再生の取組に関連して発生する樹皮や枝葉等の木質廃棄物や木質バイオマスの焼却灰などについて、地域の実情を踏まえた処理ルートを確保し、廃棄物の処理を推進。

<事業メニューの例>

① 放射線量マップの作成、個人線量の測定

モデル地区において、環境放射線量の測定、放射線量マップの作成を行う。また、住民の協力を得て行う里山立入時の個人線量の測定や、立入りによる個人線量への影響についての調査・分析を行う。

[実施主体：環境省、福島県、市町村]

② 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の実施

森林内の日常的に人が立ち入る場所（ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場等）について、地元の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減する観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施する。

[実施主体：環境省、市町村]

③ 広葉樹林や竹林等の整備

広葉樹林や竹林等の伐採、作業道作設、線量測定等を実施する。

[実施主体：林野庁、市町村]

④ 木質バイオマスの活用の支援

公民館や集会所への木質バイオマスボイラーの新設、既存の木質バイオマスボイラーへのバグフィルタ等の取り付け等を実施する。

[実施主体：市町村]

⑤ その他（自治体の要望に応じて検討）

その他、里山の再生を進めるための取組について、市町村の要望に応じて検討する。

<事業実施期間>

3年間程度を目途として実施（必要に応じて延長可能）。

<連絡会議>

復興庁、内閣府、林野庁、環境省、福島県による連絡会議を設置し、モデル地区の選定、事業の実施支援、成果の取りまとめを実施。（必要に応じて関係市町村も出席）

里山再生モデル事業 イメージ

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

